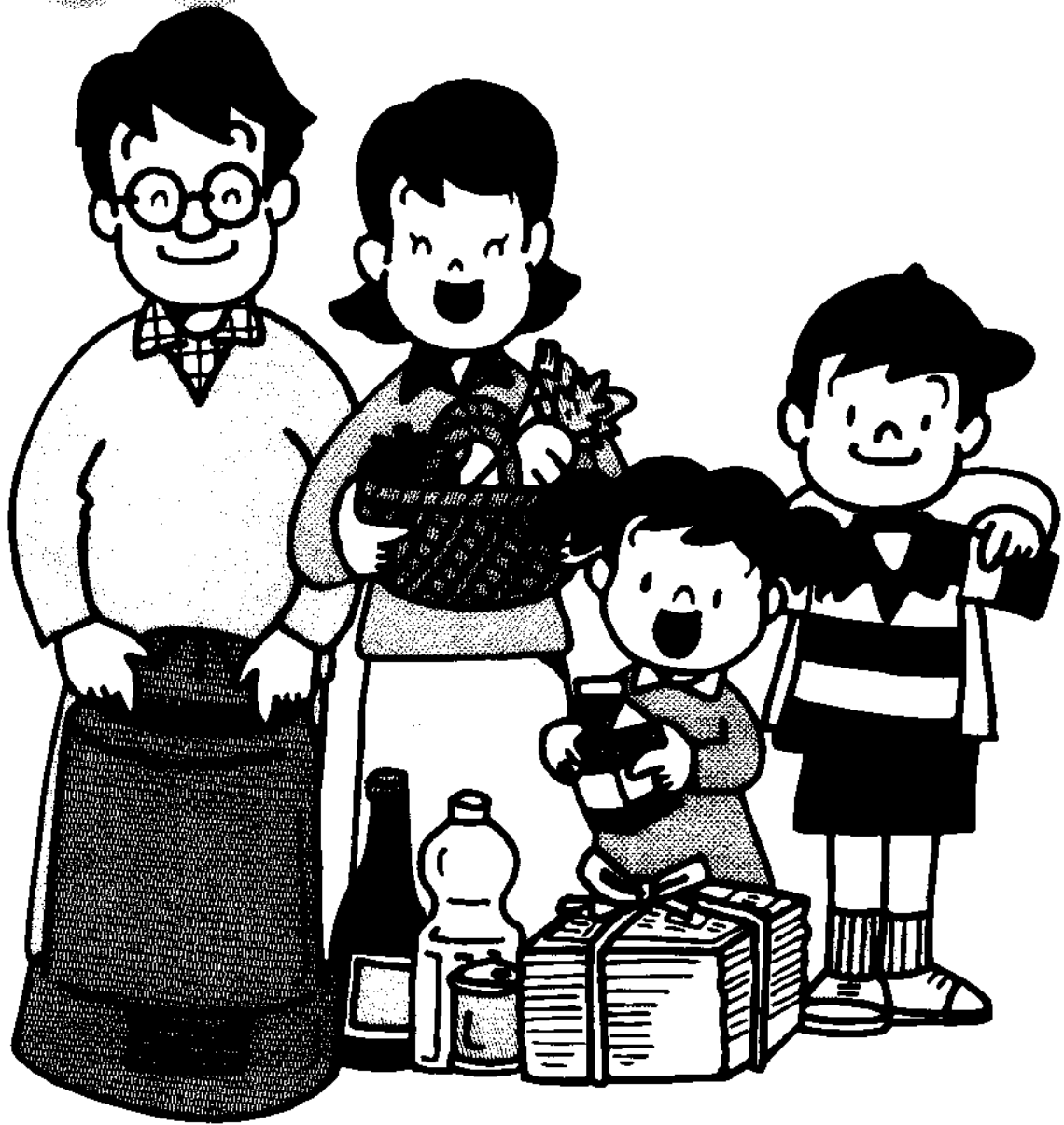


福島県 廃物処理計画の 概要



うつくしま、ふくしま。
福島県

INDEX

1 計画策定の趣旨	2
2 一般廃棄物の処理	3
3 産業廃棄物の処理	6
4 廃棄物の減量その他その適正な処理について	9
5 進行管理	10

1 計画策定の趣旨

計画策定の背景と目的

本計画は、循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理できる体制を整備することが大きな課題となっていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、都道府県は国の基本方針に即して、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた廃棄物処理計画を定めることとなったことを受けて、従来の産業廃棄物のみを対象とした産業廃棄物処理計画から、一般廃棄物もその対象に含めた計画として、福島県新長期総合計画「うつくしま21」と整合を図り、「福島県廃棄物処理計画」として策定するものです。

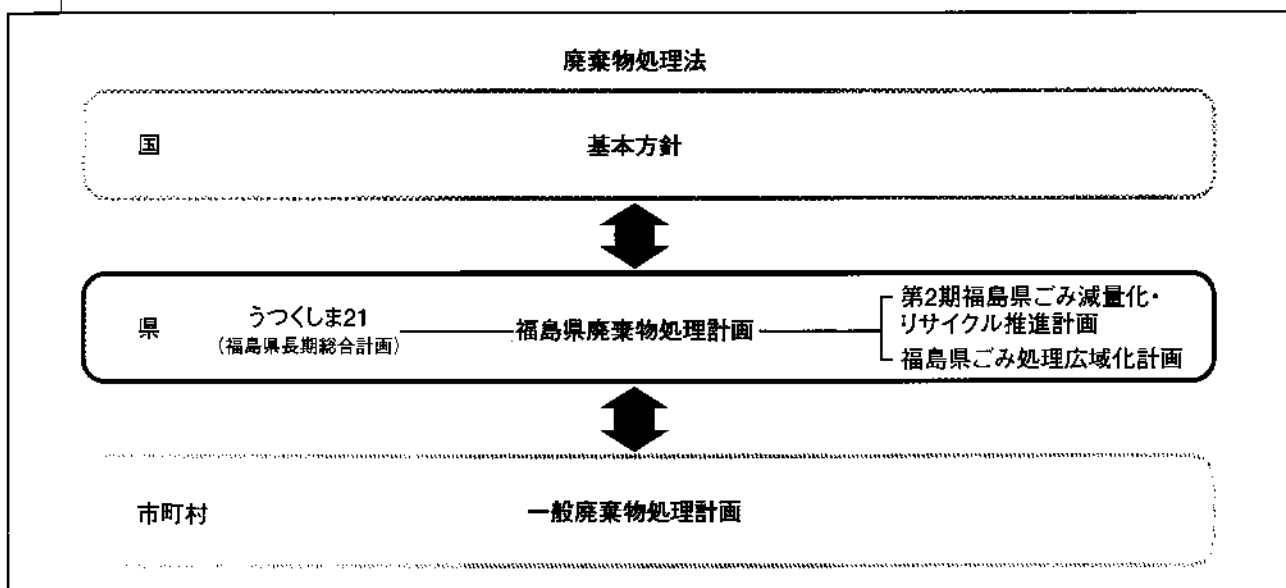
計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の3で都道府県が国の基本方針に即して区域内における廃棄物の減量その他適正な処理に関し定めなければならないとされている「廃棄物処理計画」です。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」における重点施策体系に示されている、循環型社会形成のための環境への負荷の少ないライフスタイルの実現に向けた実践行動を推進するための計画としても位置づけされ、市町村の計画と整合を図りながら、廃棄物の減量と適正処理を推進するものとします。

計画の期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成22年度までの9年間とし、平成17年度を中間目標年度とします。

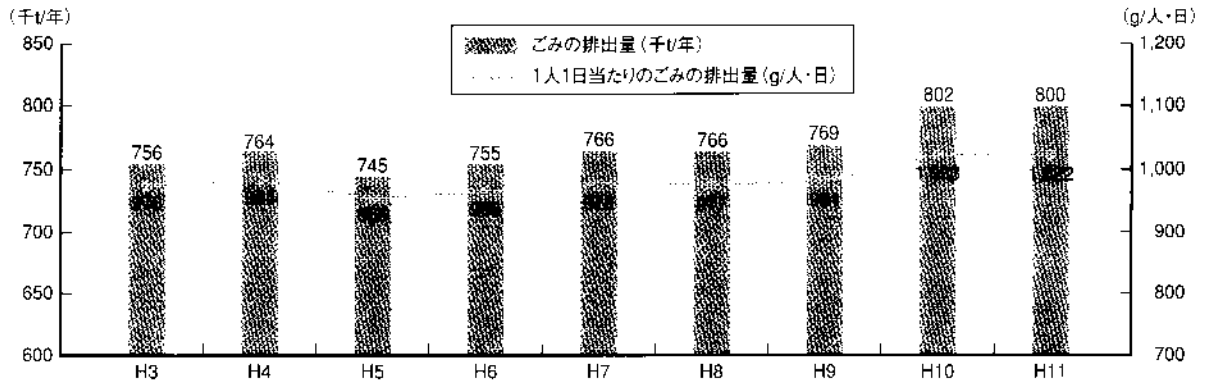


2 一般廃棄物の処理

一般廃棄物の減量化の目標と方策

ごみの排出量の現状

■ごみの排出量及び総人口の推移



基本方針

一般廃棄物に関する課題を踏まえ、次の3つの柱を目標の基本方針とし、県民、事業者、市町村及び県はそれぞれの役割分担の下で目標実現のために取り組んでいくものとします。

- ①ごみ発生の抑制(ごみとなる前の取組み)
- ②リサイクルの推進(ごみ資源化の取組み)
- ③資源化施設の整備(ごみとして収集した後の取組み)

減量その他その適正な処理に関する目標値

廃棄物の排出量及び処理量の目標値は、次のようにします。

■一般廃棄物の排出量及び処理量の目標値

(単位:千t)

	基準	目標	
	平成10年度	平成17年度	平成22年度
ごみの排出量	802	758	726
再生利用量	62 (8%)	109 (14%)	142 (20%)
中間処理による減量	603 (75%)	544 (72%)	502 (69%)
最終処分量	137 (17%)	105 (14%)	82 (11%)

注1.括弧内は各年度のごみの排出量に対する割合です。

2.再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量を合わせると排出量となります。

平成22年度の排出量及び処理量の目標値を1人1日当たりの量に換算すると次のようになります。

◆1人1日当たりのごみの排出量

平成10年度実績値 1,023g/人・日 → 平成22年度目標値 930g/人・日

◆再生利用量

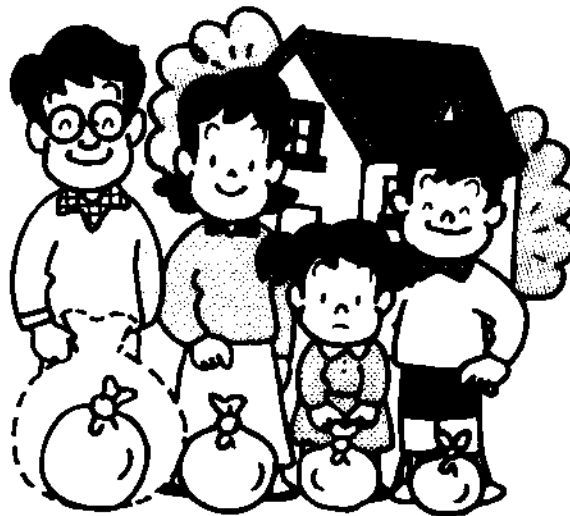
平成10年度実績値 78g/人・日 → 平成22年度目標値 182g/人・日

◆中間処理による減量

平成10年度実績値 770g/人・日 → 平成22年度目標値 643g/人・日

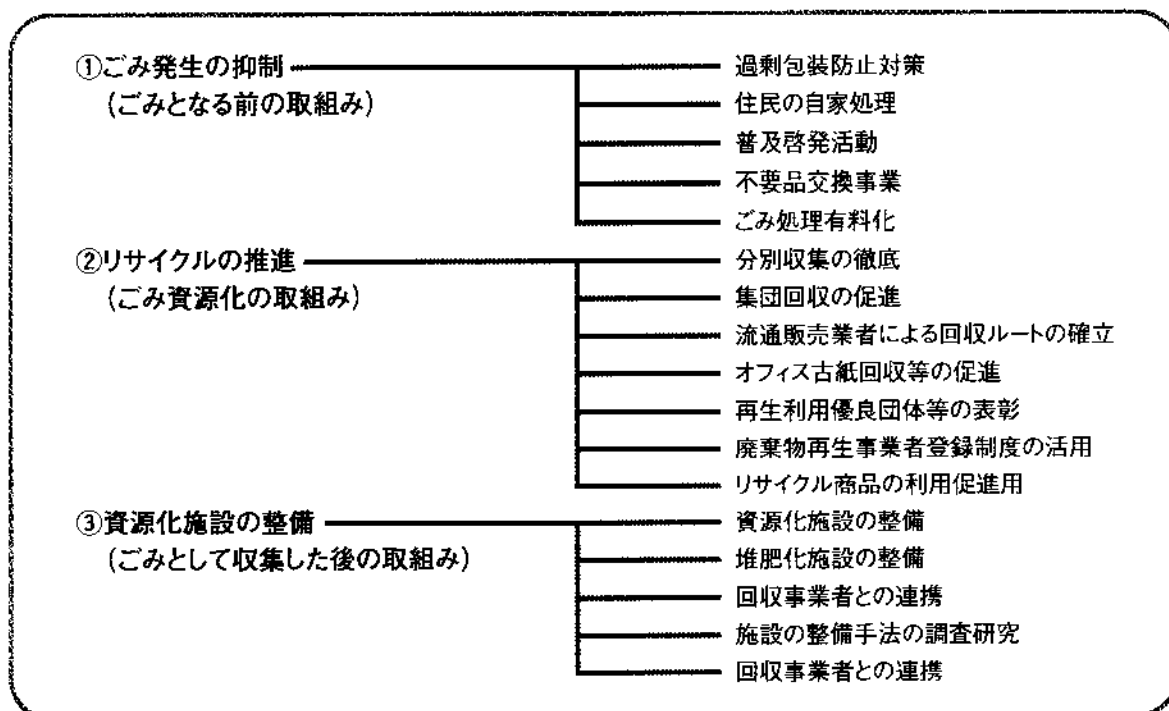
◆最終処分量

平成10年度実績値 175g/人・日 → 平成22年度目標値 105g/人・日



目標達成のための推進施策

次の3つの柱を目標達成のための推進施策とし、県民、事業者、市町村及び県はそれぞれの役割分担の下で目標実現のために取り組んでいくものとします。



目標達成のための県民・事業者・地方公共団体の役割

県民、事業者、市町村及び県はそれぞれの立場からの役割分担のもとに協力しあいながら、本計画を達成するものとします。

- 【県民】 使い捨てライフスタイルからの脱却、自家処理、資源ごみの分別排出等
- 【事業者】 日常業務でのごみの発生抑制、製品開発段階からのごみの発生抑制等
- 【市町村】 推進施策策定と事業実施、住民の意識啓発、各リサイクル法への対応等
- 【県】 県民の意識啓発、市町村との連携・支援、ごみ処理広域化計画の推進等

適正処理体制の確保

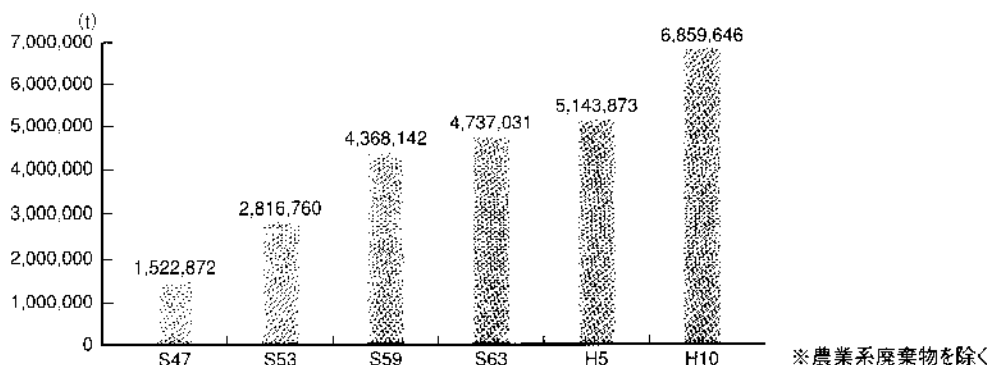
適正処理を確保するため次の施策を推進するものとします。

- ①廃棄物のリサイクルシステムの整備の促進
- ②ごみ処理広域化の推進
- ③ダイオキシン類対策の徹底
- ④廃棄物処理施設の整備
- ⑤不適正処分場対策等

産業廃棄物の処理

産業廃棄物の減量化の目標と方策

産業廃棄物の排出量の現状



基本方針

産業廃棄物に関する課題を踏まえ、排出事業者処理の原則の理念のもと、次の3つの柱を目標の基本方針とし、事業者、処理業者、県、市町村及び県民が一体となり、それぞれの役割分担の下で目標実現のために取り組んでいくものとします。

- ①産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
- ②産業廃棄物の適正処理の推進
- ③産業廃棄物処理施設の確保

産業廃棄物に関する目標

①産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

廃棄物の排出量及び処理量の目標値は、次のようにします。

■表2 産業廃棄物の排出量及び処理量の目標値

(単位:千t)

	基準	目標	
	平成10年度	平成17年度	平成22年度
産業廃棄物の排出量	6,664	6,850	7,240
再生利用量	2,065 (31%)	2,840 (41%)	3,380 (47%)
中間処理による減量	3,191 (48%)	3,220 (47%)	3,370 (47%)
最終処分量	1,407 (21%)	800 (12%)	500 (7%)

注1.括弧内は各年度のごみの排出量に対する割合です。

2.再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量を合わせると排出量となります。

3.端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。

②産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理の徹底を図るとともに、不適正処理については原因者に対し、確実に原状回復させることはもとより、刑事、行政、民事等あらゆる面から責任追及を行っていきます。

産業廃棄物の排出量の増大だけでなく、処理体制が未整備なため長期保管され紛失が懸念されているPCBや、処理施設から発生するダイオキシン類等の質的な問題についても十分に留意し、適正処理を推進していきます。

③産業廃棄物処理施設の確保

今後必要とされる最終処分容量については、中間目標年度である平成17年度末において十分確保できる見通しにあることから、平成17年度までは、新たな容量は不必要と考えます。なお、その後の最終処分容量の必要性については、平成17年度に再度検証することとします。

産業廃棄物処理施設の整備方針を次のとおりとし、産業廃棄物処理施設の確保に向けて各種施策に取り組んでいくものとします。

産業廃棄物処理施設の整備方針

■整備目標

地域の排出量や処理量等に応じ、必要な処理能力、容量を備えた処理施設を、地域ごとにバランスよく整備します。

■整備主体

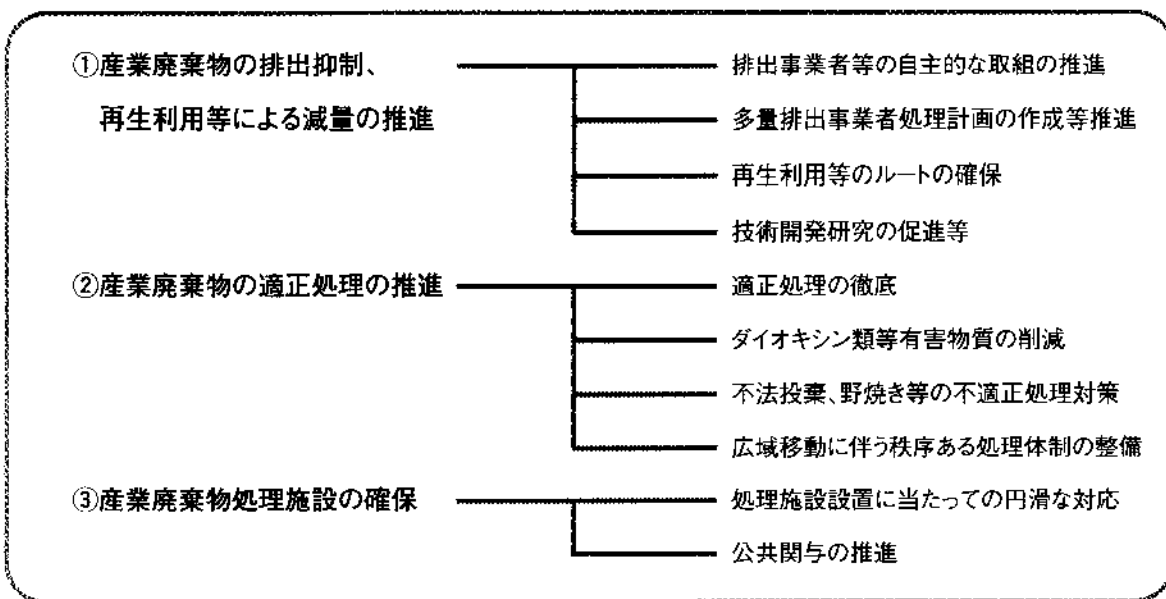
- ①排出事業者による整備
- ②処理業者による整備
- ③公共関与による整備

■公共関与による整備

県は、産業廃棄物の発生量等に比較して最終処分場の設置数及び残存容量が著しく少ない県中地区等において、管理型最終処分場の整備事業を推進するとともに、減量化・再生利用のための中間処理施設の整備について、その必要性も含めて検討を行うものとします。

目標達成のための推進施策

次の3つの柱を目標達成のための推進施策とし、県民、事業者、市町村及び県はそれぞれの役割分担の下で目標実現のために取り組んでいくものとします。



目標達成のための県民・事業者・地方公共団体の役割

排出事業者、処理業者、市町村、県民及び県はそれぞれの立場から、適正処理及び排出抑制・再使用・再生利用等による減量の推進や適切な処理施設の確保のため、役割分担のもとに協力しあいながら、本計画を達成するものとします。



4 廃棄物の減量その他その適正な処理について

廃棄物の不法投棄防止に関する措置

廃棄物の不法投棄を防止するため、次の施策に取り組むものとします。

●不法投棄の未然防止

廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、警察及び市町村等と連携しながら監視体制の充実・強化を図ります。

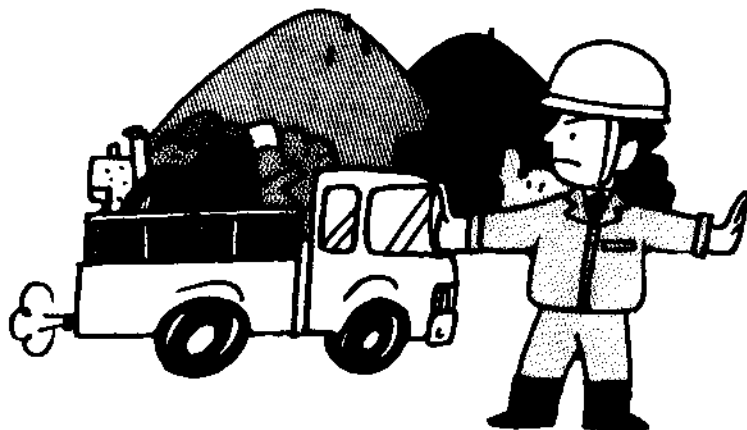
- 県及び各市町村が委嘱している不法投棄監視員や市町村が監視の協定を締結している郵便局等協力機関との連携
- 警察で募集している産業廃棄物ボランティア監視員による監視体制の充実など県民総ぐるみでの監視体制の整備
- 民間警備会社委託による早朝、夜間、休日等のパトロール及びヘリコプターによるスカイパトロールの実施

●不法投棄を撲滅するための方策

- 不法投棄取締りの強化
- 排出事業者に対する適正処理指導
- 啓発の強化

●不法投棄の事後対策

警察及び市町村と連携し、原因者や関係者に対し各種基準の遵守や確実な原状回復を指導し、刑事、行政、民事等あらゆる面から厳しくその責任を追及します。



一般廃棄物の自区域内処理

平成11年度に策定した「福島県ごみ処理広域化計画」に基づき、一般廃棄物処理施設を適正に配置し、ブロック内において収集運搬から最終処分までの一連の処理を完結して行うことができるよう自区域内処理体制の整備を図ります。

最終処分については、県内外に最終処分場を設置している民間事業者に委託している市町村もありますが、早急にごみ処理広域化体制の整備を進め、市町村等の直営施設で行うものとします。

県外産業廃棄物の取扱い

県内における産業廃棄物の適正処理を推進していくため、中間処理業者及び最終処分業者への産業廃棄物の搬入については、県内物を優先するとともに、特に最終処分業者へ搬入される県外物については、その搬入割合を20%以下を目標値とするよう指導していきます。

5 進行管理

進行管理

廃棄物問題を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、毎年、取組の進捗状況を把握検証し公表するとともに、本計画の進行管理を行います。

処理計画の見直し

中間目標年度である平成17年度には、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うこととしています。ただし、国の基本方針の変更その他処理計画策定の前提となる諸事情に変化があったときは、これに関わらず必要に応じて見直しを行うものとします。

